

移住支援金の対象法人の要件

(※三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領から抜粋)
次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 労働力不足が深刻な以下の業種の法人であること。

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）^{注3}

^{注3} 求人充足率の変動等を勘案し、改定する場合がある。

(イ) 三重県内に就業地があること。

(ウ) 県税の滞納がないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと^{注4}。

^{注4} 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が出資等している主体を含む。

(オ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(カ) みなし大企業^{注5}でないこと。

^{注5} 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(キ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。

(ク) 雇用保険の適用事業主であること。

(ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(コ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。